



2021年（令和3年）1月9日

お知らせ

「利用継続」します。

令和3年1月7日に、1月8日から2月7日までの期間で発令された緊急事態宣言を踏まえて、横浜市環境創造局から公園施設等に係る考え方の通知により、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策」を徹底して利用を継続します。

今後とも新型コロナウイルス感染拡大防止対策に、ご理解とご協力をお願い致します。

記

1. 実施期間；令和3年1月12日（火）～緊急事態宣言解除日
2. 対応；新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底。

※【感染症拡大防止対策】

- （1）来場時はマスク着用を励行して下さい。
- （2）入館時に手指をアルコール消毒する。こまめに手を洗う。
- （3）更衣室、控室等は換気を行い、密接を避け原則としてマスクを着用する。
- （4）利用者人数を制限します。
 - ・個人利用；最大30名/時間
 - ・団体利用；最大36名/Am・Pm
- （5）個人利用時間を制限します。最大2時間/回
- （6）指導者はマスクを着用し、対面での指導は極力避けて、距離を取った位置で。
- （7）大声や近距離での会話は自粛しましょう。
- （8）咳がでる人や風邪の症状のある方・体調のすぐれない方は自粛していただきます。

*参考；別紙

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る公園施設利用の考え方について（通知）」

本郷ふじやま公園弓道場

事務連絡
令和3年1月8日

指定管理者各位

環境創造局
公園緑地管理課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る 公園施設利用の考え方について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、引き続き取り組んでいただいているところですが、令和3年1月7日に、1月8日から2月7日までの期間で発令された緊急事態宣言を踏まえ、環境創造局では、公園施設及びイベント等に係る考え方を次のとおりとしましたので、通知いたします。

1 基本的な対応の考え方

- ・ 原則として、公園利用はこれまでどおり継続するものとし、引き続き「公園施設利用再開ガイドライン」等に基づく感染症拡大防止対策を徹底する。
- ・ ただし、有料施設の利用やイベント等については原則 20 時までとする。

2 実施期間

令和3年1月12日（火）～ 緊急事態宣言解除日

3 公園施設利用に係る対応

(1) 利用について

- ・ 感染防止対策を徹底した上で原則開館
- ・ ただし、有料施設等は、外出自粛要請を踏まえ、施設の利用時間を原則 20 時までとする。
- ・ 利用時間帯が 20 時以降の利用を含む新規予約については、実施期間中、受付を中止する。(利用時間帯が 20 時以降の利用を含むものについては、開始時間から利用を停止する。(例：利用時間帯が「19 時から 21 時」のものについては 19 時から利用停止))

<20 時以降の利用が想定される主な公園施設>

庭球場（入船公園、潮田公園）、球技場（三ツ沢公園、谷本公園）、日産スタジアム、三ツ沢公園陸上競技場、元町公園弓道場、清水ヶ丘公園体育館、日産ウォーターパーク、港の見える丘公園（イギリス館ホール、集会室）、スケボー広場（新

横浜公園)、ニュースポーツ広場 (谷本公園)、富岡西公園会議室 等

(2) 利用者への注意喚起

- ・ 利用者に対し、公園施設利用時及びその前後における会食や対面での飲食等の自粛を積極的に呼び掛ける。
- ・ 基本的な感染防止対策 (「3つの密の回避」や「感染リスクが高まる『5つの場面』」等) についても、改めて周知徹底

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614802.pdf>

https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf

(3) 予約済利用者の対応

- ・ 20時をまたぐ予約の取消、または20時までの利用について協力を依頼。ただし、やむを得ず協力を得られない場合は、20時以降の利用も可
- ・ 緊急事態宣言期間中の利用予約について、令和3年1月4日以降に、新型コロナウイルス感染症を理由として取消申請があった場合及び20時を超える既予約の取消の場合は、キャンセル料は徴収しない(事前に利用料金が納付されている場合は、利用料金の全額を返還する。)
- ・ 全額返還については、令和3年1月4日以降にキャンセルの申出があった、令和3年1月8日～2月7日の利用(日中・夜間利用を問わず)を対象とする。
- ・ 20時をまたぐ利用枠を20時までの利用の短縮に同意いただいた場合でも、利用料等の減免は行わない。また、利用枠すべてをキャンセルしていただいた場合、キャンセル料は徴収しない(事前に利用料金が納付されている場合は、利用料金の全額を返還する。)

(4) その他

管理許可施設も指定管理施設と同様の対応

4 イベント・行為許可等への対応

- ・ 人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以内(園地を利用する場合は参加者一人あたり 4㎡を確保)とし、感染防止対策を徹底した上であれば実施可能
- ・ イベント利用は20時までとし、20時以降の利用を含む新規イベント等は許可しない。
- ・ 既予約のイベント等については、20時をまたぐ利用の取消、または20時までの利用について協力を依頼。ただし、やむを得ず協力を得られない場合は、20時以降の利用も可
- ・ 緊急事態宣言期間中の利用予約について、令和3年1月4日以降に、新型コロナウイルス感染症を理由として取消申請があった場合及び20時を超える既予約の取消の場合は、キャンセル料は徴収しない(事前に利用料金が納付されている場合は、利用料金の全額を返還する。)
- ・ 公園施設利用の取扱いに準じ、全額返還については、令和3年1月4日以降にキ

キャンセルの申出があった、令和3年1月8日～2月7日の利用（日中・夜間利用を問わず）を対象とする。

- ・ 20時をまたぐイベントを20時までの短縮に同意いただいた場合でも、使用料等の減免は行わない。また、イベントすべてをキャンセルしていただいた場合、キャンセル料は徴収しない（事前に利用料金が納付されている場合は、利用料金の全額を返還する。）。
- ・ 主催者に対し、イベント開催時及びその前後における会食や対面での飲食等の自粛を、積極的に呼び掛ける。
- ・ 基本的な感染防止対策（「3つの密の回避」や「感染リスクが高まる『5つの場面』」等）についても、改めて周知徹底
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614802.pdf>
https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf
- ・ 市及び外郭団体、指定管理者が主催するイベント等の取扱い
 - 人数上限5,000人かつ収容率50%以内
 - 感染拡大の防止に向け、飲食を伴うイベント等は原則開催しないとともに、参加者等にイベント等前後の会食の自粛を積極的に呼び掛ける。
 - 新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。

5 公園遊具等の対応について

規模の大きな複合遊具等公園施設の利用状況に混雑（密集・密接）が確認されている公園に対しては、従前のおり、感染症拡大防止のため、注意喚起看板（別添資料）等の提示を、必要に応じて実施（以前掲示した看板が古くなっていたり、文字が薄くなっている場合は、適宜補修等を実施）

6 利用者への周知

- (1) 本通知の趣旨を踏まえ、ホームページ及び公園の掲示板等での周知徹底をお願いします。
- (2) 利用者への説明に際しては緊急事態宣言の趣旨を踏まえた丁寧な説明をお願いします。

7 その他

「公園施設利用再開ガイドライン」は今回の趣旨を踏まえ改定し、別途通知しますので併せて御確認ください。

担当 公園緑地管理課 船山
電話 671-2643